

農地所有適格法人報告書

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

姫路市農業委員会会長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日提出

法人名 株式会社□□□□□□
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
主たる事務所の所在 〇〇市〇〇町〇〇番地
電話番号 △△△-△△△-△△△△
メールアドレス AAAAA@BBBB.jp

農地法第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 法人の概要

経営面積 (ha)	田	30
	畑	5
	採草放牧地	0
法人形態	株式会社	

要件確認ポイント①
法人の形態要件を確認し、添付書類の定款の写しで法人の目的等を確認します。

2 農地法第2条第3項第1号関連

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容 該当あれば(2)売上高にも記入必要
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米・トマト・小麦	農作業受託・味噌加工	駐車場経営

生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものを記入。いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記入。

製造・加工、貯蔵・運搬・販売、資材の製造、農作業受託、観光農園など
※5ページ記載要領を確認してください。

要件確認ポイント②

農業に該当しない事業がある場合は、農業の売上が総売上の過半を占めているか確認します。

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前（実績）	600万円	200万円
2年前（実績）	650万円	200万円
1年前（実績）	800万円	200万円
報告日の属する年 （実績又は見込み）	800万円 （見込み）	200万円

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の 数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
○ ○ ○ ○	40	賃借権	300,000	300		田植・刈取
□ □ □ □	20	賃借権	20,000	240		
△ △ △ △	15	賃借権	20,000	55		
☆ ☆ ☆ ☆	5		10,000			
◇ ◇ ◇ ◇	10			200		

議決権を持つ者を記入
(農事組合法人は組合員)

農作業、流通、販売、労務管理、市場開拓等
(農業関連全般を含む)に従事する日数

議決権の数の合計

90
75%

農業関係者の議決権の割合

要件確認ポイント③

総議決権の過半を農業関係者が占めていることを確認します。

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：795日

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数
株式会社 ●●●●●●	30

議決権の数の合計

30
25%

農業関係者以外の者の議決権の割合

要件確認ポイント④

農業関係者以外の者の議決権の割合が2分の1未満であることを確認します。

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
○ ○ ○ ○	〇〇市〇〇町〇〇番地	代表取締役	300	300	250	250
□ □ □ □	〇〇市□□町□□番地	取締役	240	240	120	120
△ △ △ △	□□市△△町△△番地	取締役	55	55	20	20

取締役の氏名
(農事組合法人は理事)

農作業、流通、販売、労務管理、市場開拓等
(農業関連全般を含む) に従事する日数

要件確認ポイント⑤

役員等の過半が法人の常時従事（原則150日以上）、かつ、役員等又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に60日以上従事していることを確認します。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

役員等の常時従事要件を満たしていない場合のみ記入。

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。）

5 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せて行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は畜産の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

添付書類チェックリスト

報告書には次の添付書類が必要です。農業委員会に提出する前に添付書類が揃っているかチェックしましょう。

- 定款の写し
- 組員名簿又は株主名簿
- 承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

※承認会社の場合のみ

- その他参考となるべき事項

※農業委員会によって異なります。事前に提出先の農業委員会に確認しましょう。